

リビングまつやま ~ペットのマナーアップシリーズ~ より

イヌを飼い始めたら、生後91日以上のイヌの飼い主は、取得後、30日以内に保健所へ申請を。松山市では鑑札・玄関に貼る「犬」マークのステッカー、愛犬手帳を配布。登録は印鑑、登録手数料3000円が必要で、愛媛県獣医師会所属の動物病院でも登録可(例外あり)。また毎年1回、狂犬病の予防注射を受けることが義務づけられています。また住所変更時は、その都度、変更の届け出を。

ネコは登録の義務付けがありませんが、家出や迷子、病気予防のためにも、できるだけ室内飼いをし、迷子札をつけましょう。

イヌ・ネコも家族計画を!
望まないなら不妊・去勢手術

飼い始めたら
イヌは登録、ネコはできるだけ室内飼い
鑑札・迷子札は首輪につけること!

これから飼う人はまずチェック!

- ①家族全員が飼うことに賛成? (yes・no)
- ②トイレ・食事・散歩など毎日欠かさず10年以上続けられる? (yes・no)
- ③あなたの家は、ペット不可の集合住宅や借家ではなく、イヌやネコを飼うのに適した住まい? (yes・no)
- ④転勤や引越の心配はない? (yes・no)
- ⑤イヌやネコの食事代、予防注射や病気の治療費などのお金をかける経済的余裕はある? (yes・no)
- ⑥不妊・去勢手術など繁殖制限の必要性を理解できる? (yes・no)
- ⑦放し飼いにしない、散歩の糞の始末、鳴き声など近所に迷惑をかけずに飼える? (yes・no)

1つでもNoがあったら今は飼わないで!
全部yesになってから

万一、飼えなくなった時もペットの将来を考えて
最後まで責任持つて里親探しを

●新しい飼い主探し

ペットを手放すのは、どんな理由でも人間の勝手。それでも、手放さざるを得ない時は新しい飼い主を探すこと。しかし、定期的にイヌ・ネコの里親さがしをしている認定NPO法人えひめイヌ・ネコの会でも「新しい飼い主探しは大変困難でなかなか見つかりません」と高岸ちはり代表。

また、「当会は保護施設ではなく、引き取りはしていません。日頃からいざという時のために面倒を見ててくれる友人や親戚などをみつけて話を聞いて欲しいですね」とも話します。

●養育費と遺言状を残す

現在、飼い主が高齢で手放すケースが増加傾向ですが、「もし飼い主が高齢などで、イヌ・ネコを生涯見届けることが不安なら、ペットのためにお金と遺言状を残しておいて下さい。お金は食費や注射代、ペットシッターを雇うなどで当面、月1万5000円または2000万円程度は必要。遺言状もあるのとないでは、そのペットの運命は変わってくるのでは」とアドバイス。

今飼っている人も再度チェック! 迷子札・迷子ネコを止めるために

◆イヌの鑑札・注射済票を首輪につけている?

首輪をしていても、犬鑑札や迷子札がない場合は法律で決められた最低3日間の保護期間後には殺処分される場合も。「そのうち帰ってくるはず」では手遅れになるかも。

◆迷子札をついている?

住所や電話番号などイヌ・ネコの飼い主が分かるようにしておく。

◆首輪やリード、鎖は定期的に点検している?

古くなっているなど、切れる可能性がないか確認を。

雷や花火の音に驚き急に逃げる場合や、災害などで飼い主と離ればなれになる可能性も。万一に備えて対策を。

●認定NPOえひめイヌ・ネコの会
(一般向け)1世帯にイヌ・ネコいずれか1頭。1件につき2000円補助※先着75名※別途会員向けの新不妊・去勢手術助成金システム(ネコ1件につき3000円、イヌ1件につき5000円)も実施

用の補助金も交付しています。

●松山市(平成22年4月～平成23年3月)

飼い主が松山市に住民登録、県内開業の動物病院で平成22年度中に手術した場合、年度内1世帯にイヌ・ネコいずれか1頭。1件につき2000円補助※先着1100頭 ※イヌの場合は、登録、平成22年度の狂犬病予防注射済のこと

ペットがいなくなったら迷子を預かっている時は保健所・警察署へ連絡を
いなくなった時はすぐに保健所・警察署へ連絡を。松山市保健所生活衛生課(089・911・1862)では、預かっているイヌ・ネコの情報をホームページhttp://www.city.matsuyama.ehime.jp/hceisei/1179686_930.htmlと、松山市保健所内の掲示板で情報提供。飼い主が見つからない場合は保護したいという申し出も受け付けています。